

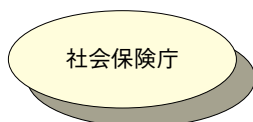
社会保険庁の組織改革

概要

社会保険庁の廃止と、非公務員型の2つの新法人の設立

- 【国が担う業務】 ※公的年金の財政責任・運営責任は **厚生労働本省**
 ※保険医療機関の指導監督は **地方厚生局**
 ※悪質な滞納者の強制徴収は **国税庁**へ委任可能

【現在】



【新組織】



公的年金の運営業務を担います。
 (適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)
 ※ **民間企業等**への委託を推進



健康保険事業を担います。
 (中小企業で働く被用者の方)

これにより…



1. 「職員」が変わる

新しい2つの法人の職員は、公務員ではなく民間です。
 能力と実績に基づく人事管理で職員の意識改革を徹底します。

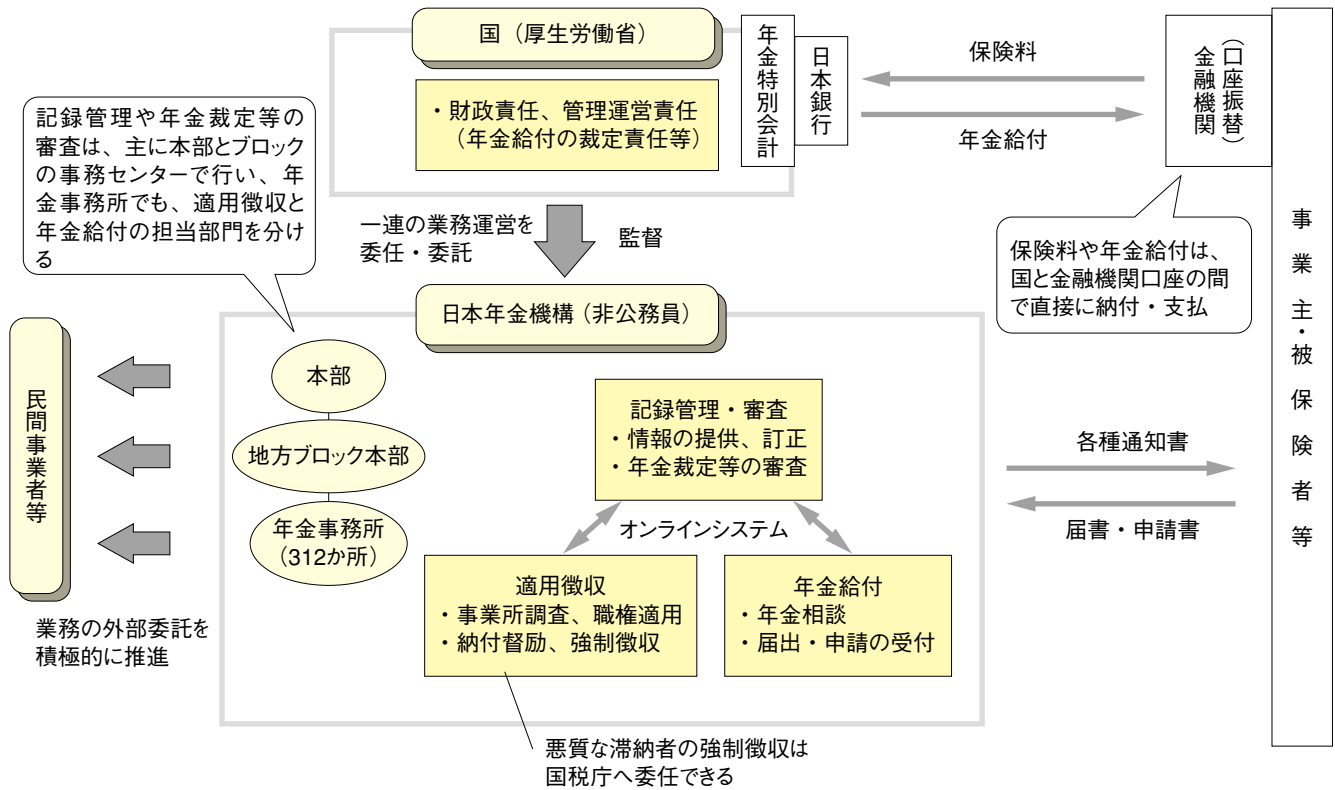
2. 「サービス」が変わる

親切でわかりやすいお知らせ、電話相談やインターネットでの情報提供など、サービスの向上を徹底します。

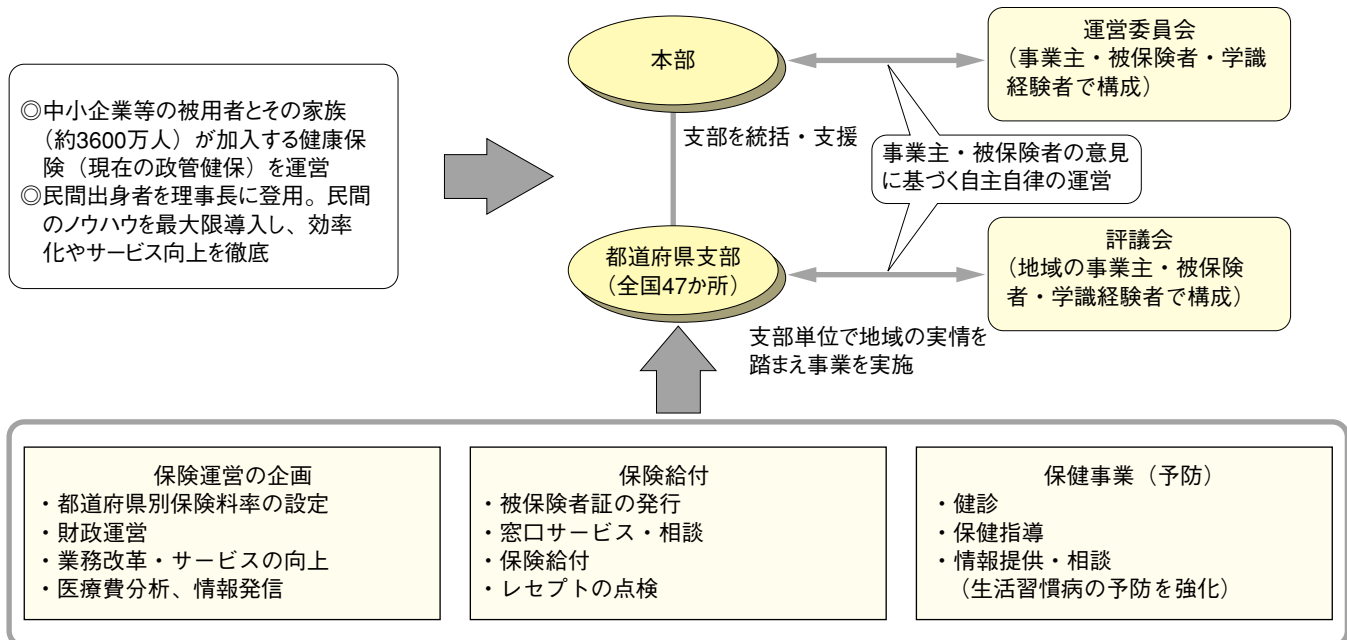
3. 「仕事の仕方」が変わる

旧式のコンピューターシステムの刷新、各種のチェックの仕組み、事務処理の集約化、外部委託化など、事業の適正かつ効率的な実施を徹底します。

日本年金機構について



全国健康保険協会について



※事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的に行い、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付